

報 告 第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年3月17日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

和解及び損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 4 号

和解及び損害賠償の額の決定について

新居浜市営渡海船の事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成28年3月10日

新居浜市長 石川 勝行

1 和解の相手方 (1) (省 略)

(2) (省 略)

(3) (省 略)

2 事故の概要

平成27年12月16日午後7時30分頃、黒島港において、新居浜市営渡海船が着岸しようとした際、突風にあおられ、状態を立て直そうとして漁船に接触したことにより、係留施設及び係留していた漁船2隻を損傷させた。

### 3 和解の内容

- (1) 新居浜市は、相手方(1)に対し、係留施設を損傷させたことに係る損害賠償債務として、金31万8,600円の支払義務があることを認める。
- (2) 新居浜市は、相手方(2)に対し、漁船を損傷させたこと等に係る損害賠償債務として、金27万9,035円の支払義務があることを認める。
- (3) 新居浜市は、相手方(3)に対し、漁船を損傷させたこと等に係る損害賠償債務として、金28万7,249円の支払義務があることを認める。
- (4) 新居浜市と相手方(1)、相手方(2)及び相手方(3)は、本件事故に関し、前3号に掲げる事項以外には、一切の債権債務のないことを相互に確認する。